

# 防火対象物定期点検報告制度に関するお知らせ

## 防火優良認定証の

## デザイン変更

「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成十八年総務省令第百十六号)により、平成十八年十月一日から防火優良認定証のデザインが、消防の安心・安全マークとして、広くみなさんに認知されている消防章を基調としたデザインに変更となりました。

### 新デザイン



デザインが新しくなりました。



平成 18 年 10 月 1 日において、既に表示されている旧デザインの防火優良認定証については、消防法第 8 条の 2 の 3 第 4 項第 1 号の規定により認定の効力が失われる日までの間(原則として当該認定を受けてから 3 年後)まで、引き続き使用することができます。

### 旧デザイン



安心安全マークのいろいろ  
 利用者等に提供しているものです



防火対象物定期点検報告の対象外である旅館ホテル等において、防火管理者等が点検した結果、消防法令に適合していることを示すマークです。

一定期間継続して消防法令を遵守していると消防機関の認定(特例認定)を受けていることを示すマークです。

民間の点検資格者が点検した結果、消防法令に適合していることを示すマークです。

## 題目 「求められる消防活動」

## 点検資格者講習受講資格の一部拡大

平成 19 年 4 月 1 日から防火対象物点検資格者講習の受講資格として、防火管理講習修了者で 5 年以上防火管理の実務経験を有する者が新たに追加されます。

これまででは、防火管理講習を修了している方であっても現に防火管理者として選任され実務経験を積んでいなければ、受講することができませんでしたが、今回の見直しにより、防火管理者に選任されていなくても、防火管理講習を修了した方が実務経験を 5 年以上積むことにより、受講できるようになります。

### 安全管理

### 研修会を開催

当消防本部は、三月十五日に、三重県消防学校から間瀬錦司講師(名古屋消防局派遣)を招いて、「求められる消防活動」と銘打って安全管理研修会を開催しました。

間瀬講師におかれましては、名古屋消防局の特別消防隊の前身である消防部消防救助隊で二十余年に渡り活躍され、愛知県消防学校教官、消防部本部指揮隊担当司令を経て、平成十七年四月



真剣な表情で受講する消防隊員

に三重県消防学校教官として赴任され、以来二年間を三重県消防の発展のため、消防職員などの教育訓練に全力を注がれ、この三月三十一日をもって所属に戻られます。

研修会では、現在の消防学校における初任科・専科などの教育訓練への取り組みの現況の中で、寮長、副寮長を廃止して、班長制度(小隊長としての意識付け)を設け、組織の機能化、資器材の整備や時間の管理などを徹底指導、特に初任科教育では、プロ意識の高揚、「考える力」や即戦力として活動できる隊員の養成を到達目標としたことなどを説明されました。

警防活動基本戦術では、最初に名古屋消防局管内での生々しい火災系救助の映像を見、木造家屋や耐火の中火の火高層建物の火災における消防隊員の活動要領など、質問形式で講義が進められる中で、「消防活動では、災害の実態を即時把握し、人命危険・延焼危険・活動危険を常に念頭において活動することが最も重要です。」と熱く語られました。